

さが文化芸術活動サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の文化芸術活動の裾野の拡大や文化芸術団体の活動の活性化を図るため、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が自ら行う創造的な舞台公演、作品展示活動（県内で開催されるものに限る）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、前条に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内に活動の本拠を置くとは、法人の本店所在地若しくは主たる事務所の所在地又は団体の住所が本県内にあることをいう。
- (2) 自ら行うとは、補助対象者が主催又は共催することをいい、有料・無料は問わない。
- (3) 舞台公演とは、ライブ、コンサート、リサイタル、フェス、音楽祭、発表会、演劇、芝居、囃等、舞台上で公演することをいう。
- (4) 作品展示活動とは、絵画、彫刻、書、オブジェ、インスタレーション、写真、映像、陶芸、工芸、服飾等、作品を展示することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体（以下、「県内文化芸術団体」という。）とし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体、又は法人格を有しない団体であって、団体の概要を示す書類（定款、寄付行為、会則等）を備え、かつ会員を有する団体であること。
- (2) 交付申請日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、本県内における申請内容と同規模程度の公演又は展覧会開催実績がある団体であること。

2 前項の補助対象者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極

的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体であってはならない。

(交付対象経費及び補助率(補助金額))

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金の交付上限額)は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が定める期日までとし、その提出部数は1部とする。

3 第1項の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付決定に要するまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から14日間とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りではない。

ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更

イ 入札実施による補助金額の減額

(3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(4) 以下の各号に該当する事業について本補助金は交付しないものとする。

ア 慈善事業への寄付を目的とした事業または宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業

イ 観客が特定の人に限られ、広く一般に公開されない事業

ウ 特定の企業名等を事業名に付す事業(ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除く)

(5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

- (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度から5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、第5条の申請があったときは、佐賀県アーツコミッション アドバイザリーボード委員を審査員とした審査会を開催し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を補助対象者に通知する。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、第8条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、精算払で交付するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 知事は、規則第16条の規定により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、取り消す場合の例は、次のとおりとする。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定から相当の期間を経過しても補助事業に着手しないとき
- (3) 補助事業の完了の前に補助事業を中止または廃止したとき
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適正な行為をしたとき
- (5) 補助金を他の用途へ使用したとき

(6) 補助事業者について第3条第2項各号及び第3項の規定に該当すると判明したとき

2 前項の規定は規則第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(検査等)

第13条 知事は、補助金の適正な運用を図るため、必要があるときに補助対象者に対して報告を求め又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(財産処分の制限)

第14条 規則第22条第3号に規定する財産は、補助金の対象経費として計上したすべての備品とする。

2 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、5年間とする。

附則

1 この要綱は令和6年度分の補助金から適用する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号（令和6年7月一部改正）

様式第4号

様式第5号

別表1 【対象経費、補助率、補助金の交付上限額】

対象経費	補助率・上限額
<p>1) 舞台公演に必要な経費（県内開催に限る）</p> <p>※定期的な練習に係る経費は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料及び付帯設備使用料（公演当日、リハーサル、搬入・搬出に係るもの） ・会場設営費（音響、照明等経費） ・備品購入費（舞台装置、大道具、小道具、衣装） ・広告宣伝費（新聞広告、TVCM等） ・印刷費（チラシ・ポスター、入場券等） ・輸送料（大道具、楽器等運搬費） ・交通費（出演者交通費）レンタカー用以外のガソリン代除く ・宿泊料 ・出演料及び謝金 ・消耗品費（衣装代、事務用品等を除く） 	<p>補助率 対象経費の1/2 （千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）</p> <p>上限額 30万円</p> <p>ただし、集客規模（※）1,000人以上の舞台公演の場合は、上限額100万円</p> <p>※会場収容人数及び公演回数、過年度実績により判断する</p>
<p>2) 作品展示活動に必要な経費（県内開催に限る）</p> <p>※展示作品の制作に係る経費は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料及び付帯設備使用料（設営から撤去までの期間に係るもの） ・会場設営費（照明等経費） ・備品購入費（展示用什器、温湿度計、照度計） ・広告宣伝費（新聞広告、TVCM等） ・印刷費（チラシ・ポスター、入場券） ・輸送料（展示物等運搬費・保険料等） ・交通費（出演者交通費）レンタカー用以外のガソリン代除く ・宿泊料 ・謝金 ・消耗品費（衣装代、事務用品等を除く） 	<p>補助率 対象経費の1/2 （千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）</p> <p>上限額 30万円</p>

※補助事業の実施により収益が発生する場合、対象経費から収益分を除くことは行わない。

※交付申請日の属する年度内に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書、領収書等により確認できるもののみ、対象経費とする。

※実施団体又は共催団体の会員以外への支出と認められる経費のみ、対象とする。

※社会通念上、公金支出にふさわしくない経費（飲酒を伴う懇親会費、打ち上げ費、接待費）は対象経費としない。